

企業法

中村 信男 教授

1. 担当教員の専門分野（研究領域）・現在の研究テーマ

私の専門分野ないし研究領域は、主として、会社法のうち会社の管理運営機構のあり方（コーポレート・ガバナンス論）を、結合企業法の観点と比較法的視点をも加味して探ること、整備が遅れているわが国の結合企業法制について立法論も含めた検討を行うことである。結合企業法制については、特に、子会社の債権者・少数株主の保護という観点から、親会社ないし親会社取締役の責任の問題を、イギリス会社法上の影の取締役（shadow director）の法理を用いることで検討している。ちなみに、影の取締役は、経営指揮者にあたるが、この種の問題は単に親子会社の局面に限られず、金融機関と融資先との関係、ベンチャー企業とベンチャー・キャピタルとの関係、合併会社にも見られるし、中小企業でも同様の問題が裁判上争われることが少なくない。

2. 指導方針

指導内容・方針としては、基本的には、会社法に関する重要問題を取り上げ、これを理論・実務の両面から分析・検討することとする。その際、履修者に1時間ほどの報告をしてもらい、これをもとに質疑応答を行うというスタイルをとることを考えている。また、会社法の運用については、税制が関連する問題が少なくないので、必要に応じて税制の問題にも言及することが求められようし、テーマによっては外国法の関連制度（英米法、EU 法制）への論及が必要となることもあろう。いずれにせよ、教師と学生間のコミュニケーションを保つ形で指導を行いたいと考えている。

3. 学生に対する要望・その他

第1に、はっきり言って、商学研究科の企業法指導を経て商法の研究者になることは、まったく不可能ではないにしても、事実上はきわめて困難である。もし、研究者を志してこの講座を受講するのであれば、そのことを十二分に承知しておいてほしい。

しかし、私は、学生諸君が企業法研究指導を選択する目的の如何は基本的に問わないので、企業法、特に会社法を大学院の修士課程で勉強したいとの志さえあれば、それで十分と考えている。

第2に、学生諸君の積極的な発言・質問は必要不可欠と思うので、質問・発言はためらわずに行ってもらいたい。その一方で、こちらからの質問に対し、「わかりません」との回答は基本的に認めない。ともかく、自分の頭で考えることが大事だからである。

第3に、研究指導名から明らかなように、この講座では、事実上は会社法の研究が中心となるものの、その他の商事法分野についても必要に応じて適宜、取り上げていきたい。金融商品取引法はもちろん、保険法その他についても希望があれば、可能な限り指導したい。